ホームページをリニューアルしました
QRコードからもアクセスできます↓

ネットで秋厚労ニュース
http://www.shukouro.net/　パスワード　shukouro3341

秋厚労ニュース

メール　syukoro-hata@ae.auone-net.jp

NO2042号
2026年4月21日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王５－４－２
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

休憩時間 全部とれた3割

休憩調査結果

組合員から「休憩が十分に取れない」と声が多いことを受け、２～３月に休憩時間などのアンケート調査を全職員に実施しました。 直近１カ月間の状況について１，４０７名から回答がありました。

休憩60分 回答の7割「一部しか取れなかった日がある」

秋田県厚生連の通常の日勤・準夜勤・深夜勤の休憩時間は６０分です。

休憩時間の取得ができているかの設問に回答した１，２７１名のうち、６０分取得できた人が約３割（３７５名）。休憩時間の一部しかとれなかった日がある人が約７割（８９６名）でした。「一部しか休憩が取れなかった日が１１日以上」と回答した人が１８６名いました。

休憩時間を一部しか取得出来なかった日が何日あったか

選択肢	回答数	割合（%）
0日	375	29.5
1～2日	306	24.1
3～5日	262	20.6
6～10日	142	11.2
11日以上	186	14.6
計	1,271	100.0

休憩取れない理由は「業務量が多い」

休憩時間を取得できない理由は、２，５２５回答（複数回答可）あり、「業務量が多い」約２８％（７１６名）、「急な対応のため」約２８％（７１１名）、「人員不足」約２６％（６４５名）が大半を占めました。

休憩が取れない、短くなる理由

選択肢	回答数	割合（%）
業務量が多い	716	28.4
急な対応	711	28.2
人員不足	645	25.5
代替要員がいない	307	12.2
上司・管理者の指示や雰囲気	34	1.3
休憩を取りづらい職場風土	47	1.9
その他	65	2.6
計	2,525	100.0

どうしても休憩が取れない場合 時間外手当請求できる仕組み 8割が「知っている」

患者さんの急変などで休憩が取れなかった場合に時間外手当を請求できる仕組みを知っているかの設問では１，２３０回答のうち知っている人が約８５％（１，０４１名）。知らない人が約１５％（１８９名）でした。約３割が「制度は知っているが使いにくい」と回答しています。

選択肢	回答数	割合（%）
知っている	659	53.6
知っているが使いにくい	382	31.1
知らない	189	15.4
計	1,230	100.0

寄せられた声

☆　個人の仕事のスピードも影響してくるので、一概に時間外請求が適応になるのか難しいと思う。（ただ、明らかなマンパワー不足や業務量が多いという環境は早々に対応してもらいたい所です。）定時で帰りたいから休憩せずにやって、時間外をもらう（１時間分、休憩分）とか・・・は、ちょっと違うと思います。

☆　夜勤中、５分でもいいから取るようにと言われているが、５分は休憩に入らない。

☆　ＯＰ日は休憩がほぼできない（業務量が多い）

☆　昼食を取っている時も、電話対応をしなければならない。

☆　１時間きっかり休む人もいるし、そうではない人もいる。休むと業務が終わらないと思うと、仕事を開始してしまう。

☆　業務や急な対応が多く、休憩時間の時間外手当を請求しているのにもかかわらず、とりすぎると面談になると言われ、とりづらい。

☆　そもそも準夜帯の休憩時間がなぜ３０分間なのか疑問です。１時間であるべきなのでは。

☆　準夜２名、認知症患者多く、離床センサー・コールマット対応、夜間の休憩がとれない。

☆　休憩時間が不十分であった際の時間外手当を請求する先輩が少ない為、請求しづらい。一度も請求したことがない。